

大河内小学校PTA会則

第一章 総 則

第1条 本会は、大河内小学校PTAと称する。

第2条 本会は、大河内小学校の父母と教師の相互の協力により学校運営の円滑、教育の充実を図ると共に学校・家庭・社会の各分野において、児童の環境を浄化・向上し、その健全な成長を図ることを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 会員相互の意見交換
- (2) 児童の福祉と教育能率の増進
- (3) 児童の安全通学、学校の衛生及び環境の整備改善
- (4) その他、必要な事業

第4条 本会は、事務局を大河内小学校内に置く。

第二章 組 織

第5条 本会は、大河内小学校の父母(またはこれに代わるべき家族、保護者)及び教師を会員とする。

第6条 本会に本部と支部を置く。

第7条 本部に次の専門部を置く。部の規定は別に定める。

- (1) 総務部 (2) 環境部 (3) 安全体育部

第8条 支部は、各地区毎に設け、次の支部を置く。

八木沢、帯金、塩之沢、(椿草里)、丸滝、角打、和田、大島、

第三章 役 員

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 本部 会長1名 副会長4名(内1名は女性) 理事若干名
幹事4名(会計1名, 庶務3名, 内P女性1名)
監事2名 学年委員長6名 学年副委員長6名
- (2) 専門部 部長3名 副部長3名
- (3) 支部 支部長・副支部長各1名

第10条 役員任期は1箇年とするが、再任を妨げない。

第11条 役員任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は会を統括代表する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時は代行する。
- (3) 理事は会の運営にあたる。

- (4) 幹事は庶務会計を掌る。
- (5) 監事は会計の監査にあたる。
- (6) 学年委員長は学年会員を代表統括し、学年PTAの運営にあたる。
- (7) 学年連絡会長は学年部の連絡を図る。副会長は会長を補佐し、会長事故ある時は代行する。
- (8) 専門部長は各専門部を統括代表して、部活動の運営にあたる。
- (9) 支部長は支部PTA会員を統括代表し、地区PTAの運営にあたる。

副支部長は支部長を補佐し、支部長事故ある時は代行する。

第12条 本会は、総会において推薦することができる。

第四章 役員選出

第13条 会長・副会長・幹事は理事会で選出し、総会の承認を得る。監事は会長が委嘱する。

第14条 理事は、学年委員長・専門部長・支部長・教職員代表2名をあて、会長が委嘱する。

第15条 学年委員長・副委員長は学年PTAで選出する。学年連絡会は各学年委員長をもって組織し、6年の委員長が会長・5年の委員長が副会長をそれぞれ兼任する。

第16条 専門部長・同副部長は各部で選出する。

第17条 支部長・副支部長は地区のPTAで選出する。

第18条 役員は会員中より選出するものとし、監事を除き兼任することができる。

第19条 新役員選出までは旧役員が引き続きその任にあたる。

第五章 会議

第20条 総会は年一回、年度始めに会長が召集し、次の事項を審議決定する。

- (1) 第13条による役員承認
- (2) 事業及び決算報告の承認
- (3) 事業及び予算の承認
- (4) 会則の変更
- (5) その他の必要な事項

第21条 会長が必要と認めて場合、及び理事の過半数または会員の3分の1以上の要請があった場合は臨時総会を開催する。

第22条 (1) 理事会は正副会長・幹事・理事で構成し、会長が必要に応じ召

集する。

理事会は総会の決定事項に基づき、会の運営にあたるほか緊急事項を処理する。

(2)本部会は正副会長・幹事で構成し、会議の企画立案その他必要事項について協議する。

第 23 条 役員会は全役員で構成し、年一回以上会長が召集する。
役員会は決算・予算案・事業報告・事業計画案・会則改正案等重要案件の審議、その他重要事項の審議にあたる。

第 24 条 (1)学年会は每学期一回以上学年委員長が召集し、授業参観、学年運営につき協議し、実施する。

(2)学年部連絡会は各学年正副委員長をもって組織し、各学年の連絡運営にあたる。

第 25 条 専門部会は部長が随時召集し、支部の運営と活動、本部との連絡協力につき協議する。

第 26 条 (1)支部 P T A は支部長が随時召集し、支部の運営と活動、本部との連絡協力につき協議する。

(2)必要があれば支部長会を組織し、各支部の連絡運営にあたる。

第 27 条 緊急やむを得ない場合は、P T A 役員会を開くことなく P T A 本部会で処理することができる。但し、事後に役員会及び総会の承認を得なければならない。

第六章 会 計

第 28 条 本会の経費は会費・寄付金・その他の収入をもってあてる。

第 29 条 本会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第 30 条 会費の金額は毎年総会で決める。

付 則

- 1 本会の慶弔規定は別に定める。
- 2 本会則に定めない事項は役員会にはかって処理する。
- 3 本会則は昭和49年4月27日より施行する。
- 4 本会則は昭和63年3月9日 一部改正
- 5 本会則は平成12年12月2日 一部改正
- 6 本会則は平成19年4月20日 一部改正
- 7 本会則は平成23年4月22日 一部改正